

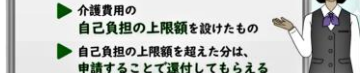



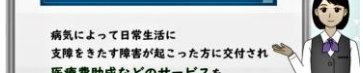


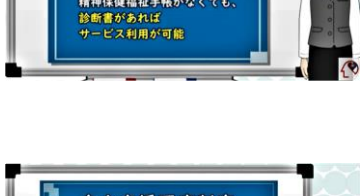
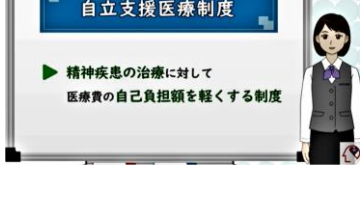
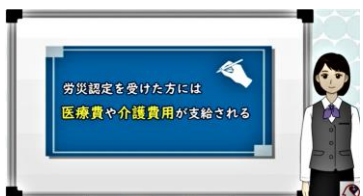



| 映像 | 内容 |
|---|---|
|      | <p>そして、介護してもらおう際、みなさんのお体の様子や介護の内容によっては、ヘルパーさんの起用、デイケア施設の利用、訪問介護を受ける、福祉用具をレンタルする、自宅を改修するなど、新たに費用が発生することもあるのです。</p> <p>また、下肢の装具などが必要になる場合には、その費用を立て替え払いすることもあります。</p> <p>なんだか、お金のかかる話ばかりで、みなさんの不安を煽ってしまっていますね。</p> <p>次に、みなさんの、そんな不安を解消できそうなお話をしたいと思います。</p> <p>-3 分 17 秒</p> <p>ナレ ② 医療費や介護費などに関して、経済的に支援を受けることはできますか</p> <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>まず、医療費の支援ですが、高額療養費制度、という制度があります。</p> <p>これは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、月の初めから終わりまで、自己負担の限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。食事代と個室差額は含みません。この自己負担限度額には、年齢や所得によって違いがあります。</p> <p>この高額療養費制度を利用するには、みなさんが加入している医療保険に申請書を提出する必要があります。</p> <p>そして、利用の方法としては、医療費を支払った後に還付申請をする方法と、事前に申請して、限度額適用証を医療機関へ提出する方法とがあります。</p> <p>詳しくは、みなさんが加入している健康保険組合や協会けんぽ、あるいは国民健康保険の場合は、みなさんがお住まいの市町村の役所の窓口などに問い合わせして下さい。</p> |









| 映像 | 内容 |
|--|---|
|  | <p>また、高額介護サービス費制度という制度もあります。介護の認定を受けて、介護が始まると、先ほどもお話ししたように、1割から3割の費用を自己負担することになります。介護は、長期間にわたって続くものなので、毎月の利用料は、たとえ1割でも負担になるものです。</p> |
|  | <p>そんな自己負担の上限額を設けたのが、高額介護サービス費制度です。</p> |
|  | <p>自己負担の上限額を超えた分は、申請することで還付してもらえます。</p> |
|  | <p>お住いの地域の役所の、介護保険課など、介護関係の窓口で申請して下さい。</p> |
|  | <p>また、脳卒中の後遺症でお困りの方は、身体障害者手帳を利用できる場合があります。身体障害者手帳は、病気によって日常生活に支障をきたす障害が起こった方に交付される手帳です。この手帳を取得することで、いろいろな障害者福祉サービスを利用できます。また、1級または2級の重度障害に該当する方は、医療費助成などのサービスを受けることができます。</p> |
|  | <p>脳卒中になってから、症状固定、症状固定とは、治療やリハビリテーションを続けた結果、これ以上症状の改善が見込めない状態のことですが、症状固定した後に申請することができます。</p> |
|  | <p>脳卒中を発症してから6ヶ月が過ぎてから申請するのが一般的ですが、重度の場合や、自治体の規定によっては3ヶ月で申請が可能な場合もあります。</p> |
|  | <p>身体障害者手帳を取得するためには、まず担当の医師に相談して下さい。身体障害者手帳の取得基準に該当する場合には、身体障害者福祉法の指定医に診断書作成を依頼します。</p> |
|  | <p>指定医がわからない場合、治療を受けた病院の医師や相談員、は、役所の障害福祉の相談窓口にお問い合わせ下さい。</p> |

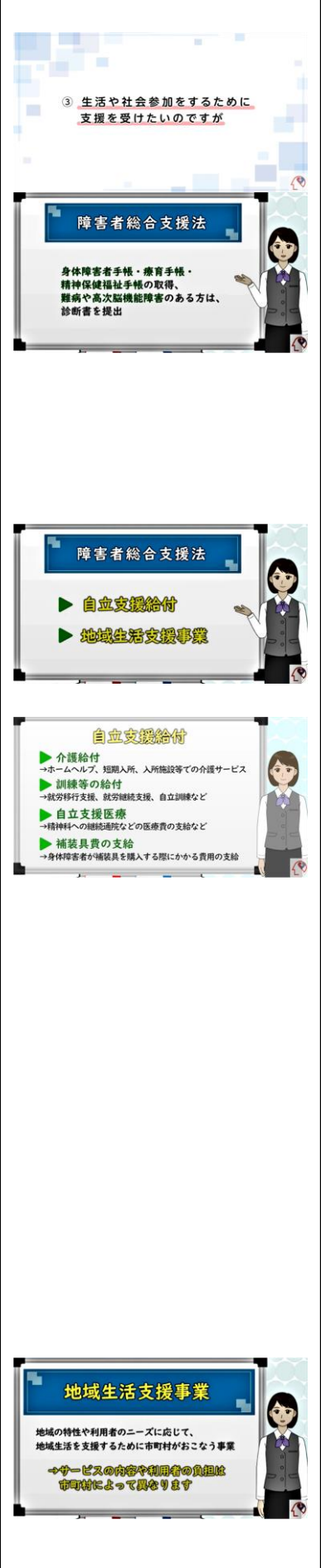
| 映像 | 内容 |
|---|---|
|  | <p>また、高次脳機能障害があるために、精神保健福祉手帳を取得する場合、脳卒中の診療に携わる、脳神経外科医、脳神経内科医、精神科医、リハビリテーション医でも、診断書を作成してもらうことが可能です。精神保健福祉手帳の取得により社会生活が制限される場合もあるので留意しましょう。</p> |
|  | <p>そして、高次脳機能障害がある方が、障害者総合支援法に基づく各種のサービスを利用する時は、手帳がなくても、高次脳機能障害の診断書を提出することによって、サービスを利用することができます。担当の医師にご相談ください。</p> |
|  | <p>さらに、高次脳機能障害などで、精神科の病院や診療所に通院されている方には、自立支援医療制度が設けられています。これは、一定以上の症状がある精神疾患の治療のため、通院医療が必要な方に対して、医療費の支給認定を行って、医療費の自己負担額を軽くするための公費負担医療制度です。</p> |
|  | <p>また、労働災害の認定を受けた方は、ぜひ勤務先の会社を管轄している労働基準監督署に相談して下さい。治療期間に発生する医療費はもちろん、介護費用も支給してくれます。</p> |
|  | <p>また、労働災害の認定を受けた方は、ぜひ勤務先の会社を管轄している労働基準監督署に相談して下さい。治療期間に発生する医療費はもちろん、介護費用も支給してくれます。</p> |
|  | <p>-9 分 04 秒 ナレ ③ 経済的な支援を受けるためにはどうしたらいいのでしょうか</p> <p>川端 あのう。</p> <p>医療ソーシャルワーカー はい。あ、川端さんじゃないですか。</p> <p>川端 はい、ごぶさたしています。</p> <p>医療ソーシャルワーカー 自宅に戻られたと伺いましたよ。</p> <p>川端 はい、おかげさまで。 今の佐藤さんお話、いろいろ支援が受けられることはわかりましたが、手続きが何だか、ややこしそうで…。</p> |


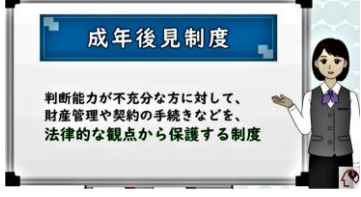

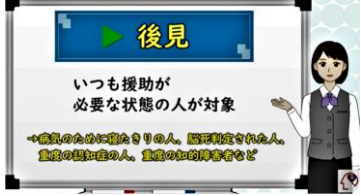
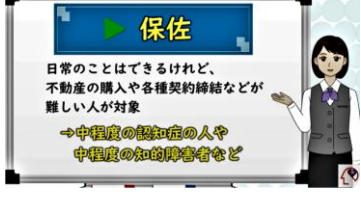

| 映 像 | 内 容 |
|--|--|
|  <div data-bbox="113 680 469 869"> <p>介護保険を使いたい場合</p> <p>病院の相談員へ相談したり、川端さんが住んでいる地域の地域包括支援センターに相談する</p> </div> <div data-bbox="113 913 469 1102"> <p>高額療養費制度を利用したい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 川端さんが加入している医療保険の窓口申請する ▶ 国民健康保険ならば役所の窓口申請する </div> <div data-bbox="113 1111 469 1299"> <p>高額介護サービス費制度を利用したい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ お住いの地域の役所の介護保険課など、介護関係の窓口申請する </div> <div data-bbox="113 1308 469 1496"> <p>身体障害者手帳を取得したい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所定の診断書の入手や手続き方法については、役所の障害相談の窓口相談する ▶ 指定医に所定の診断書を書いてもらう </div> <div data-bbox="113 1532 469 1720"> <p>自立支援医療制度の精神通院医療を利用したい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主治医、または指定の自立支援医療機関に所定の診断書を書いてもらう ▶ 役所の障害福祉課に申請する </div> <div data-bbox="113 1729 469 1917"> <p>労働災害の認定を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 勤務先の会社を管轄している労働基準監督署に相談する </div> <div data-bbox="113 1926 469 2092"> <p>お医者さんに意見書や診断書を書いてもらいたい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 担当医や、治療を受けた病院の事務所や相談室などに相談する </div> | <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>そうですね、一度に言われても、ですよね。 では、手続きの手始めについて、まとめてみましょう。</p> <p>電話で申請方法を確認することもできますし、インターネットで申請書類を取り寄せることもできます。 一つ一つ、相談窓口や申請窓口をお伝えしましょう。</p> <p>★ 介護保険を使いたい場合 ⇒病院の相談員へ相談したり、川端さんが住んでいる地域の地域包括支援センターに相談する</p> <p>高額療養費制度を利用したい場合 ⇒川端さんが加入している医療保険の窓口申請する ⇒国民健康保険ならば役所の窓口申請する</p> <p>高額介護サービス費制度を利用したい場合 ⇒お住いの地域の役所の、介護保険課など、介護関係の窓口申請する</p> <p>身体障害者手帳を取得したい場合 ⇒所定の診断書の入手や手続き方法については、役所の障害相談の窓口相談する ⇒指定医に所定の診断書を書いてもらう</p> <p>自立支援医療制度の精神通院医療を利用したい場合 ⇒主治医、または指定の自立支援医療機関に所定の診断書を書いてもらう ⇒役所の障害福祉課に申請する</p> <p>労働災害の認定を受けた場合 ⇒勤務先の会社を管轄している労働基準監督署に相談する</p> <p>お医者さんに意見書や診断書を書いてもらいたい場合 ⇒担当医や治療を受けた病院の事務所や相談室に相談する</p> |

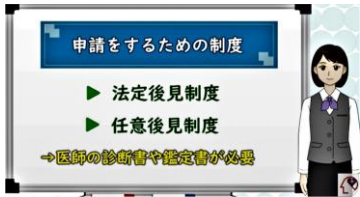
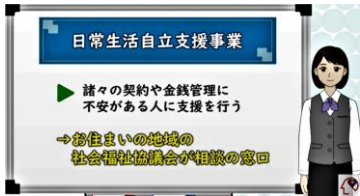

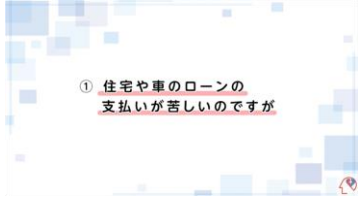

| 映像 | 内容 |
|---|--|
|  | <p>医療ソーシャルワーカー いかがでしょうか。これなら、川端さんが、支援を受けるために、まず何をしたらいいか、おわかりいただけるのでは？</p> <p>川端 はい、これならわかりやすいです。 ありがとうございます。</p> |
|  | <p>-12 分 24 秒</p> |
|  | <p>ナレ ① 仕事を休んでいるので、収入がありません。 困っています</p> |
|  | <p>医療ソーシャルワーカー 脳卒中を患ったために、仕事を休まなければいけなくなる、それはつまり、収入の道が絶たれることでもあります。</p> |
|  | <p>そんな状態を支援してくれる制度はないか、まずお勤めの会社に相談してみましょう。 または、役所の生活支援の相談窓口にお問い合わせ下さい。</p> |
|  | <p>入院特約つきの生命保険に加入されている方は、加入されている生命保険会社に連絡をして、確認してみてください。</p> |
|  | <p>そして、生活困窮者支援事業という制度もあります。 家賃や学費、就労支援や家計の管理に関する相談にも応じてもらえます。お住いの地域の、社会福祉協議会の相談窓口にお問い合わせしてみてください。</p> |
|  | <p>仕事が原因で脳卒中を発症したことが明らかになり、労働災害が認定された場合、休業補償、障害給付、介護給付、これらの申請をすることができます。</p> |
|  | <p>勤務先の会社を管轄している労働基準監督署にお問い合わせみてください。</p> |


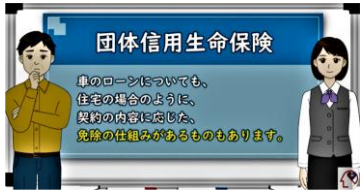

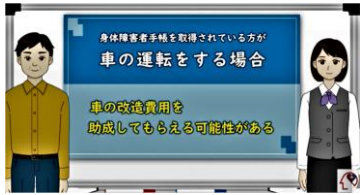
| 映像 | 内容 |
|--|--|
| <p>② 金銭的に生活を助けてくれる制度には他にどのようなものがありますか</p> | <p>-14 分 09 秒 ナレ ② 金銭的に生活を助けてくれる制度には、他にどのようなものがありますか</p> |
| <p>傷病手当金</p> <p>▶ 病気やケガで3日以上仕事を休んでいる方に4日目からお金を支給してくれる制度(国民健康保険加入者は対象外) →最大1年6ヶ月間、給料の2/3の金額をもらえる</p> | <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>金銭的にみなさんを支援してくれる制度は、まだありますよ。順番に説明しましょう。</p> <p>まず、傷病手当金です。傷病手当金は、病気やケガで3日以上仕事を休んでいる方に4日目からお金を支給してくれる制度で、最大、1年6ヶ月間、給料の3分の2の金額を健康保険からもらえます。</p> <p>ただし、国民健康保険に加入している方は対象外です。</p> |
| <p>傷病手当金</p> <p>会社に連絡して申請書類を受け取る →会社や医師に記入の依頼をし、申請するご本人も必要事項を記入する</p> | <p>傷病手当金の申請をしたい人は、まず会社に連絡をしましょう。申請書類を受け取ったら、会社や医師に記入の依頼をして、申請するご本人も必要事項を記入しましょう。</p> |
| <p>障害年金</p> <p>▶ 年金の受給開始前に、障害によって日常生活に支障が出た時に請求できる ▶ 医師が障害固定を診断していることが前提</p> | <p>次に障害年金です。これは、年金を受給する前の段階で、障害によって、日常生活に支障が出た時に請求できるものです。初診日から6ヶ月経過した日以降の障害固定、つまり、今以上の回復を見込めないと医師が診断していることが前提となります。</p> |
| <p>障害年金の受給要件</p> <p>国民年金、厚生年金、共済年金の被保険者であること、年金保険料を一定期間以上納めていることなど</p> | <p>障害年金を受給するには、必ず満たさなければならない要件があります。それは、脳卒中の初診日の時点で、国民年金、厚生年金、共済年金の被保険者であること、初診日の前日の時点で、年金保険料を一定期間以上納めていることなどです。ご自身の状況は、お近くの年金相談センターへご相談ください。</p> |
| <p>障害年金の受給要件</p> <p>▶ 障害年金の受給には医師の診断書が必要です</p> | <p>そして障害年金を取得する場合も、医師の診断書が必要です。脳卒中で初めて病院に行った日を障害年金の制度では「初診日」と言いますが、その初診日はいつだったのか、どこの病院だったのかを確かめます。</p> |
| <p>よくご存じない医師の場合</p> <p>診断書の作成拒否 はるかに軽い症状の記載</p> | <p>ところが、医師が後遺症のことをよくご存じない場合には、「あなたの麻痺の後遺症は軽いので、障害年金はもらえないから、診断書を書かない」と診断書の作成を拒否されたり、できあがった診断書が、自分の症状よりもはるかに軽い症状の記載だったりすることがあります。</p> |

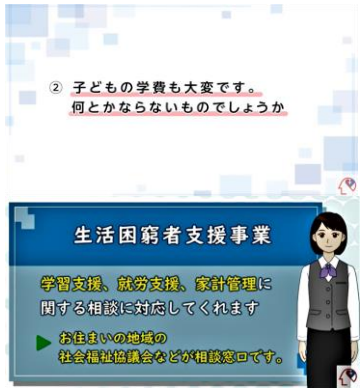


| 映像 | 内容 |
|---|--|
| <p>診断書の作成</p> <p>▶ あらかじめ担当医や かかりつけ医に相談する</p>  | <p>ですから、診断書の作成については、あらかじめ担当医やかかりつけ医に相談しておくことをお勧めします。</p> |
| <p>特別障害者手当</p> <p>常に特別の介護を必要とする方を対象に、 国から支給される手当</p> <p>▶ 支給額…月額27,300円</p>  | <p>身体障害者手帳を取得されている方の中で、身体または精神の重い障害があるために、常に特別の介護を必要とする方を対象に、特別障害者手当が支給されます。</p> <p>支給額は、令和4年4月の段階で、月に27,300円で、申請をして認定されると受給できます。</p> |
| <p>特別障害者手当</p> <p>▶ 障害の状況が変化する場合 有期認定になる</p> <p>→お住まいの障害福祉担当窓口で申請する</p>  | <p>なお、障害の程度や状況が変化しない場合は、特別な手続きなしで受給を続けられますが、時間の経過とともに障害の状況が変化する場合は、永久認定ではなく、「有期認定」ということになり、認定の際に決められた一定期間、受給できます。</p> <p>申請は、お住まいの障害福祉担当窓口で行います。</p> |
| <p>生活困窮者自立支援制度</p> <p>▶ 経済的に困り、最低限度の生活を 維持することができなくなる おそれのある方に対し、 その方の状況に応じた支援を行い、 自立の促進を図る</p>  | <p>生活困窮者自立支援制度は、経済的に困り、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、その方の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。</p> |
| <p>生活困窮者自立支援制度</p> <p><u>主な支援の内容</u></p> <p>個別の支援プランの作成、 家賃の支援、衣食住の提供、 就労支援、支援つき就労の場の提供、 家計の立て直しの助言、学習支援など</p>  | <p>個別の支援プランの作成、家賃の支援、緊急的な衣食住の提供、就労に向けた支援、支援つき就労の場の提供、家計の立て直しの助言、子どもさんの学習や進学への支援などが、主な支援の内容です。</p> |
| <p>生活保護</p> <p>自分の収入・資産や扶養など あらゆる資源を活用しても 生活を営むことができない方の 生活を保障するもの</p>  | <p>生活保護は、自分の収入だけでは最低レベルの生活を営むことができない方の生活を保障するものです。</p> |
| <p>生活保護</p> <p>年齢、世帯構成、住んでいる地域のほか、 健康状態など、個人または世帯の需要に応じて、 国の定める基準によって最低の生活費を計算</p>  | <p>保護を必要とする方の年齢、世帯構成、住んでいる地域のほか、健康状態など、個人または世帯の需要に応じて、国の定める基準によって最低の生活費を計算します。</p> |
| <p>生活保護</p> <p>世帯の収入が、 最低の生活費に届かない場合、 国の定めた基準額以下の場合、 不足分の金額が支給されます。</p>  | <p>そして資産や扶養、さらには他の方法を活用しても、その世帯の収入が、最低の生活費に届かない場合、。世帯の収入が、国の定めた基準額以下の場合に、生活保護の適用により不足分の金額が支給されます。</p> |

| 映像 | 内容 |
|---|---|
|  | <p>-20 分 27 秒</p> <p>ナレ ③ 生活や社会参加をするために支援を受けたいのですが</p> <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>脳卒中の後遺症として、高次脳機能障害がある方は、障害者総合支援法のサービスを利用することができます。</p> <p>そのためには、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳などを取得することによって、障害を証明することが必要です。また、高次脳機能障害や難病に該当する方は、医師の診断書を提出することが必要です。</p> <p>障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と、地域生活支援事業の2つがあります。</p> <p>自立支援給付を受ける際、原則として費用の1割を自己負担することになります。自立支援給付としては次のようなものがあります。</p> <p>介護給付は、ホームヘルプ、短期入所、入所施設等での介護サービスです。</p> <p>訓練等の給付としては、就労や自立生活等に向けた訓練サービスや、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練などがあります。</p> <p>自立支援医療は、精神科への継続通院などの医療費の支給などです。</p> <p>補装具費の支給とは、身体障害者が補装具を購入する際にかかる費用の支給です。</p> <p>地域生活支援事業は、地域の特性や利用者のニーズに応じて、地域生活を支援するために市町村がおこなう事業です。サービスの内容や、利用者が負担しなければいけないかどうか、などは市町村によって異なります。</p> |

| 映像 | 内容 |
|---|---|
|  <p>地域生活支援事業</p> <p>日常生活用具の給付、権利擁護や社会参加などを相談できる</p> | <p>その主なサービスとしては、障害のある方やご家族からの相談に応じて、いろいろな福祉サービスを利用したり、介護ベッドや入浴補助用具を利用することができます。さらに権利擁護などについての支援を受けることや、地域活動支援センターを利用することもできます。この地域活動支援センターに通うことによって、ここを創作活動や交流の場として利用できます。</p> <p>ただ、こうした制度が用意されていても、高次脳機能障害があるために、いろいろな意思決定や申請の手続きが、なかなか難しいというケースもあるのです。</p> |
|  <p>成年後見制度</p> <p>判断能力が不十分な方に対して、財産管理や契約の手続きなどを、法律的な観点から保護する制度</p> | <p>そのようなケースに対応する制度の一つが、成年後見制度です。</p> <p>これは、判断能力が不十分な方に対して、財産管理や契約の手続きなどを、法律的な観点から保護する制度です。</p> |
|  <p>成年後見制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後見 ▶ 保佐 ▶ 補助 | <p>高次脳機能障害での、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助という、3つの区分があります。</p> |
|  <p>▶ 後見</p> <p>いつも援助が必要な状態の人が対象</p> <p>→ 病気のために寝たきりの人、脳死判定された人、重度の認知症の人、重度の知的障害者など</p> | <p>まず後見ですが、対象は、常に判断能力が欠けている人です。日常の買い物をはじめ、いつも援助が必要な状態の人ともいえます。契約や手続きに際して適した判断をすることが難しい人です。</p> <p>病気のために寝たきりの人や、脳死判定された人、重度の認知症の人、重度の知的障害者なども、この対象です。</p> |
|  <p>▶ 保佐</p> <p>日常のことはできるけれど、不動産の購入や各種契約締結などが難しい人が対象</p> <p>→ 中程度の認知症の人や、中程度の知的障害者など</p> | <p>次の保佐の対象は、先ほどの後見の対象者ほどではないけれど、やはり判断能力の面で心配がある人です。たとえば、日頃の買い物はできるけれど、不動産や車といった大きな財産の購入や、契約締結などが難しい方です。中程度の認知症の人や中程度の知的障害者なども、この対象です。</p> |
|  <p>▶ 補助</p> <p>少し援助がある方がよい人が対象</p> <p>→ 軽度の認知症の人、軽度の知的障害者など</p> | <p>そして、補助の対象は、日頃の買い物はできて、家や車などの大きな財産の購入や契約締結も1人でできますが、援助があったほうがよいと思われる方です。軽度の認知症の人や、軽度の知的障害者なども、この対象です。</p> |

| 映像 | 内容 |
|---|--|
|  | <p>いずれの場合も、状況に応じて、患者さんの権利を守ります。申請をするためには、家庭裁判所に申し立てる法定後見制度と公証役場に任意の第3者への後見を依頼する公正証書を提出する任意後見制度があります。いずれの場合も、医師の診断書や鑑定書が必要です。</p> |
|  | <p>そして、みなさんがお住まいの自治体には、それぞれ、日常生活自立支援事業という制度が設けられています。諸々の契約や金銭管理に不安がある患者さんのために、様々な支援をしてくれます。お住いの地域の、社会福祉協議会が相談の窓口です。</p> |
|  | |
|  | <p>-27分05秒 ナレ ① 住宅や車のローンの支払いが苦しいのですが</p> |
|  | <p>川端 ちょっと教えてください。</p> <p>医療ソーシャルワーカー はい、何でしょう？</p> |
| | <p>川端 脳卒中の後遺症のために、もし、いろいろな活動ができなくなってしまった場合、生活費のこともさることながら、返済しなければいけないお金のことが気になるんです。</p> |
| | <p>医療ソーシャルワーカー といいますと、家のローンや車のローンのことですか？</p> |
| | <p>川端 はい。支払いが厳しくなることが心配で。</p> |

| 映像 | 内容 |
|---|---|
|  | <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>そうですね。心配されるのはもっともです。住宅ローンを契約された時に、団体信用生命保険に加入されていませんか。これに加入していると、住宅ローン返済期間中に契約者が亡くなったり、一定以上の障害を負うなどした場合、住宅ローンを返済する必要がなくなります。</p> <p>そのため、契約者に万が一何かがあっても、家族は、残りの住宅ローンの返済の心配をすることなく、引き続き家に住み続けられるのです。</p> <p>川端 なるほど。</p> |
|  | <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>それから、車のローンについても、住宅の場合のように、契約の内容に応じた、免除の仕組みがあるものもあります。一度、確かめて下さい。</p> <p>川端 わかりました。</p> |
|  | <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>それと、手足の麻痺や、高次脳機能障害などで、身体障害者手帳を取得されている方が、車の運転をされる場合、お乗りになる車を改造しなければいけないことがあります。</p> <p>川端 そうなんですか。</p> |
|  | <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>その改造のためにお金を助成してもらえる可能性がありますので、そういう場合は、役所の障害相談窓口にご相談してみてください。</p> <p>川端 わかりました。ありがとうございます。</p> |

| 映像 | 内容 |
|--|---|
|  <p>② 子どもの学費も大変です。 何とかならないものでしょうか</p> <p>生活困窮者支援事業</p> <p>学習支援、就労支援、家計管理に関する相談に対応してくれます</p> <p>▶ お住まいの地域の社会福祉協議会などが相談窓口です。</p> | <p>-29 分 14 秒</p> <p>ナレ ② 子どもの学費も大変です 何とかならないものなのでしょうか</p> <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>先ほどもお話ししましたが、生活困窮者支援事業の相談窓口にご相談してみてください。</p> <p>学習支援・就労支援のほか、家計管理に関する相談にも対応してくれます。お住まいの地域の社会福祉協議会などが相談窓口です。</p> <p>それと、教育資金のローンとしては、学生本人が申し込む奨学金のほか、日本政策金融公庫など、保護者が申し込む国の教育ローンや自治体の教育ローン、国公立大学等の授業料免除制度などがあります。</p> <p>お子さんの状況に応じた利用を検討することをお勧めします。</p> <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>脳卒中を発症すると、療養期間が長びくことがあります。それに、介護が必要な状態になると、もとの仕事に戻ることが難しくなるリスクもある、それが脳卒中です。</p> <p>また、家族の中で働き手が一人で、その人が倒れたり、家に蓄えがない場合、家計はとても苦しくなってしまいます。そんな時に頼りになるのが、今まで紹介してきた、いろいろな公的な保障なのです。</p> <p>困った時に、どこに相談すればいいか、そしてどんな支援を受けられるのか、参考になさってください。</p> <p>分からなくなったら、遠慮なく相談してくださいね。</p> <p> </p> <p>一般社団法人 日本脳卒中学会 公益社団法人 日本脳卒中協会</p> <p><small>著作権©一般社団法人日本脳卒中学会・公益社団法人日本脳卒中協会</small></p> |